

区内保育施設
在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 和田 康子

国の緊急事態宣言を受けての保育の運営について

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

区では、6月25日（金）に「令和3年7月1日以降の保育の対応について」を出させていただき、「新しい日常における保育」通常保育（保育対応レベル1）に切り替え、運営を続けてまいりました。

この間の都内における感染拡大により、7月12日（月）から国の緊急事態宣言が発令されることとなりましたが、区といたしましては、社会経済状況等を踏まえ、当面の間は、「保育対応レベル1 通常保育」で対応し、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した上で、園運営を継続していくことといたします。

なお、今後、保育施設で新たな感染者が著しく増加し、保育施設の休園が同時複数発生する場合は、保育対応レベルを引き上げる場合があります。

保護者の皆様には引き続き、感染拡大防止のため、下記の通り、ご協力をよろしく願います。

記

1 保護者の皆様へのお願い

- ①感染リスクを最小限にとどめ、保育施設の「密」を極力回避するために、保育時間の短縮や、登降園の分散に、可能な範囲でご協力をお願いいたします。
- ②これまでの保育施設内での感染状況を見ますと、大人を介した感染が多くなっております。各保育施設では引き続き、感染拡大防止の徹底を図ってまいりますので、ご家庭でも、引き続き、感染予防（手洗い、咳エチケット、換気、消毒等）へのご協力をお願いいたします。
- ③登園前にお子様の体温を計測し、発熱や咳等の症状がある場合は登園を控え、自宅で休養をとり、体調が回復してから登園してください。また、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園はお控えください。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合は、その限りではありません。
- ④保護者、同居の家族の方で咳や発熱等の症状がある場合もお子様の登園はお控えください。
- ⑤送迎の際はマスクの着用、施設内に入るときの手指消毒をお願いします。また、各園で行っております感染症対策に引き続き、ご協力をお願いします。
- ⑥ご家族に体調不良の方、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象になった場合は、お通いの園にお知らせいただき、検査結果もお伝えください。
- ⑦濃厚接触者となった場合は、検査の結果に関わらず、健康観察期間の登園をお控えください。

2 保育料等の取扱いについて

保育料等につきましては、引き続き「保育対応レベル1 通常保育」での対応となりますので、通常の手続きのとおり、認可保育園については登園（利用）の有無、日数に関わらず1か月分の保育料等を徴収します。保育料等は保育園の運営を維持するための貴重な財源となりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、保育料等の取扱いについてのご質問は、通われている園ではなく、入園担当までお問い合わせください。また、認可外保育施設の保育料補助については、各施設担当までお問い合わせください。

【担当】

区立保育園に関する事 電話 03-5432-2319

私立保育園に関する事 電話 03-5432-2320

認定こども園・地域型保育事業に関する事 電話 03-5432-2334

認証保育所に関する事 電話 03-5432-2324

保育室・保育ママに関する事 電話 03-5432-2572

入園担当 電話 03-5432-1200